

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	会計年度独立の原則の運用の現状と課題 ～年度末における予算の偏在が翌年度への繰越しに与える影響 等を中心に～
<b>著者 / 所属</b>	三瓶 朋秀 / 予算委員会調査室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	経済のプリズム / 1882-062X
<b>編集・発行</b>	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
<b>通号</b>	198号
<b>刊行日</b>	2021-3-23
<b>頁</b>	1-15
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202119801.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202119801.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

# 会計年度独立の原則の運用の現状と課題

～年度末における予算の偏在が翌年度への繰越しに与える影響等を中心に～

予算委員会調査室 三瓶 朋秀

## 《要旨》

我が国では年度末の第4・四半期に補正予算が編成されることが多い。その影響もあり、第4・四半期における多額の予算計上と年度末までの時間的制約により、特に平成4年度以降、予算の年度内の支出が減少して、不用及び翌年度への繰越しが増加している。

このうち、財政法で規定する「会計年度独立の原則」の厳格な運用の観点からは、当該原則の例外的な制度である翌年度への繰越しの増加は憂慮されよう。他方で、近時の特色である新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための事故繰越しや、建設業の働き方改革促進を目的とした公共事業関係費の繰越しの増加については、当該原則の柔軟な運用との評価もあり得よう。

バブル経済崩壊以降、年度内の支出、不用及び翌年度への繰越しの状況が変化するなか、会計年度独立の原則の厳格かつ柔軟な運用という二律背反する命題については、今後とも絶えず検証していく必要がある。

## 1. はじめに

財政法第12条は、いわゆる「会計年度独立の原則」として、各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁すべき旨を規定しており、特定の年度における収入支出は他の年度のそれと区分すべきとされている。他方で、当該原則の例外として、同法第14条の3で明許繰越しについて規定するなど、一定の条件の下に歳出予算の翌年度への繰越しを認めている。

我が国では毎年度補正予算が編成されているが、予算執行の面からは、年度途中での補正額や補正率が大きくなるほど、また、補正予算の成立時期が遅くなるほど、年度内での支出が困難となり、不用及び翌年度への繰越しが増加するのではないかと想像される。

こうした関心から、本稿では、国の一般会計予算を対象として、2. で補正

予算が成立することが多い年度末の第4・四半期に予算が偏在することを概観し、3. で支出について、4. 及び5. で不用及び翌年度への繰越しの状況について、第4・四半期を中心としてそれぞれ分析した上で、6. で会計年度独立の原則をめぐる課題等について論じたい。

## 2. 第4・四半期に偏在する予算

### (1) 補正予算の成立状況

図表1は、補正予算の成立日を基準として補正予算額を四半期別に区分した表である。これを見ると、第4・四半期に補正予算が成立している年度が非常に多いことが分かる。このことを踏まえ、(2)で四半期別の予算額を試算した後、(3)で言わば質的な分析を、(4)で量的な分析を行いたい。

図表1 補正予算の成立時期及び補正予算額（四半期別・成立日ベース）

(単位：億円)

年度	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	年度	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
昭54				10,674	平12			47,832	
55				10,925	13			10,610	26,392
56				3,372	14				24,590
57			▲ 21,187		15				1,505
58				4,598	16				47,678
59				8,861	17				45,219
60				7,232	18				37,723
61			▲ 2,638		19				8,954
62		20,793		20,339	20			10,641	47,858
63				51,520	21	139,256			846
平元				58,977	22			44,292	
2			22,810	11,334	23	3,051	19,988	116,832	11,118
3			2,660		24				102,027
4			▲ 7,283		25				54,654
5	21,887		7,087	21,852	26				31,180
6				3,488	27				33,213
7	27,261		53,252	▲ 10,044	28	0		32,869	2,133
8				26,663	29				16,548
9				11,432	30			9,356	27,097
10	46,455		56,769		令元				31,946
11		3,698	67,890		2	576,027			154,271

(出所) 財務省「財政統計第1表」等より作成

### (2) 四半期別の予算額の試算

予算は会計年度を単位としており、当初予算、補正予算及び補正後予算のいずれも四半期別の予算額を把握することはできない。しかし本稿では、分析のため、便宜以下の方法で四半期別の予算額を試算した。

まず当初予算額については、各四半期に1/4ずつ計上した。

次に補正予算額については、図表1のデータを用いて、第1・四半期に成立

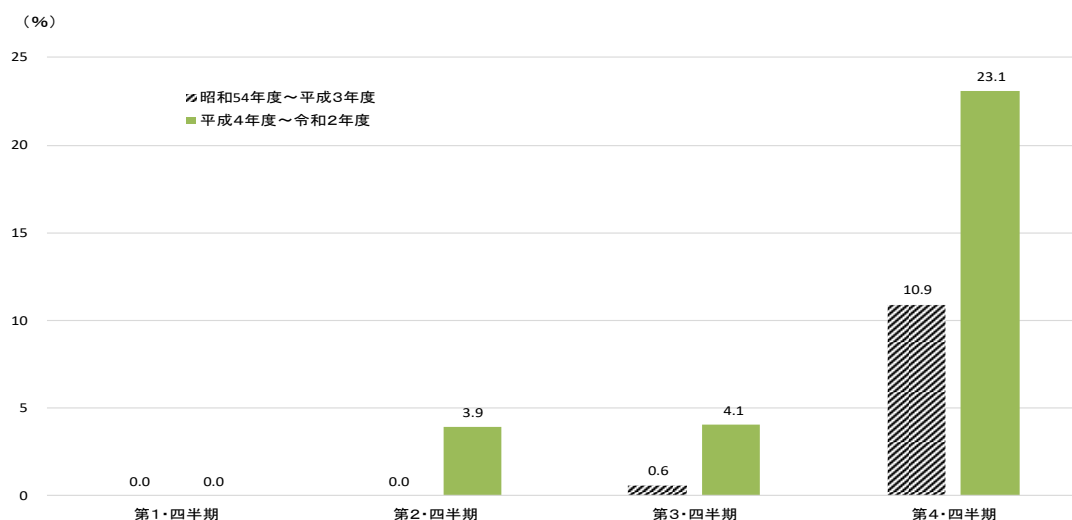
した補正予算は第2・四半期以降の3期にそれぞれ均等に、また第2・四半期に成立した補正予算は第3・四半期及び第4・四半期にそれぞれ均等に、そして第3・四半期又は第4・四半期に成立した補正予算は第4・四半期に、追加又は修正減少されるものと仮定して計上した。

その上で両者を合計し、四半期別の補正後予算額を算出した。

### (3) 補正率の推移

図表2は、当初予算額に対する補正予算額の比率（補正率）の四半期別の平均を、平成3年度以前と平成4年度以降の2つの時期に区分して（当該区分の理由については後頁3.（1）参照）比較したグラフである。

図表2 補正率の比較（四半期別）



(出所) 財務省「財政統計第1表」等より作成

この表からは、2つのことが読み取れる。

1点目は、平成3年度以前、平成4年度以降とも、各四半期のうち第4・四半期の補正率が最も大きくなっていることである。ある年度を年度初から年度末まで見ると、おそらく災害への対応等をはじめ年度末になるほど年度初に想定していた状況と実際の状況の乖離が拡大するため、第4・四半期の補正率が最も大きくなるのではないかと推測される。

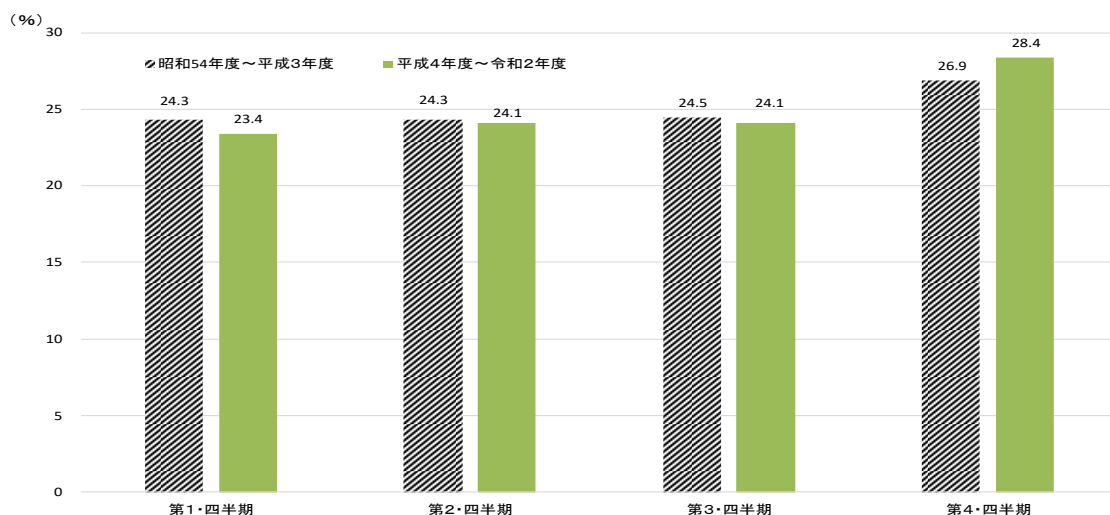
また2点目として、(試算では補正予算額が計上されない第1・四半期を除き) 第2・四半期から第4・四半期までの各四半期について平成3年度以前と平成4年度以降を比較すると、いずれの四半期においても平成4年度以降の補正率

の方が高いことが分かる。近時の災害の激甚化や加速する国内外の社会経済情勢の変化などをめぐり、年度初に想定していた状況と実際の状況の乖離の度合いが、平成3年度以前よりも平成4年度以降の方が拡大しており、補正率も大きくなっているのではないかと推測されよう。

#### (4) 補正後予算額に占める割合の推移

図表3は、(2)により試算した四半期別の補正後予算額が年度全体の補正後予算額に占める割合の平均について、図表2と同様の2つの時期に区分して比較したグラフである。

図表3 補正後予算額に占める割合（四半期別）



(出所) 財務省「財政統計第1表」等より作成

図表3からも、2つのことが読み取れる。

1点目は、平成3年度以前、平成4年度以降とも、第4・四半期に計上された補正後予算額が占める割合が最も大きいことである。

また2点目として、平成3年度以前と平成4年度以降を比較すると、第1・四半期から第3・四半期までは平成3年度以前の割合の方が高く、第4・四半期のみ平成4年度以降の割合の方が高い。すなわち、平成3年度以前は平成4年度以降よりも、年度を通して平準的に各四半期に予算が計上されていたのに対して、平成4年度以降は、第4・四半期に予算が偏在する度合いが大きくなっている。この結果、平成4年度以降の方が、時間的制約が強い年度末に多額の予算を執行しなければならないという状況が生じていることが推測される。

改めて図表2及び図表3を合わせて見ると、まず図表2で示したように第4・四半期の補正率は他の四半期よりも高いことから、第4・四半期の執行計画は、他の四半期よりも年度初の計画からの変更の度合いが大きくなっているのではないかと推測される。そのため、新たな契約手続等に時間を要することとなるにもかかわらず、図表3で示したように執行すべき予算額は他の四半期より大きく、年度末までの執行期間が短いこととあいまって、年度内の支出が困難になっているという傾向が、特に平成4年度以降に強まっているのではないかとと思われる。

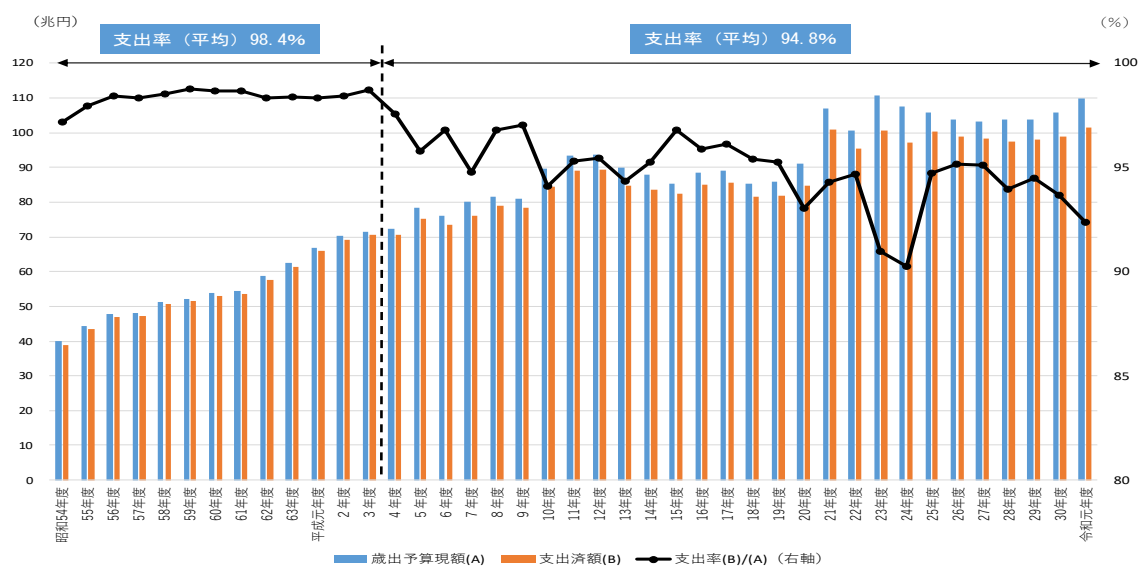
以下では、こうした予算執行の結果である支出、不用及び翌年度への繰越しの動向について、一般会計決算に基づき論じていきたい。

### 3. 支出の動向

#### (1) 支出率（年度）の推移

図表4は、支出済額が歳出予算現額に占める割合（支出率）の推移を示したグラフである。これを見ると、平成3年度以前と平成4年度以降で傾向が大きく変化していることが分かる。すなわち、平成3年度以前は支出率が高水準で安定的に推移しているのに対して、平成4年度以降は上下の振れを大きくしながら徐々に低下していることが分かる。支出率の平均も、平成3年度以前の98.4%から、平成4年度以降は94.8%へ低下している。

図表4 支出率（年度）の推移



(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」より作成

## (2) 支出率（第4・四半期）の推移

図表5は、図表4からさらに焦点を絞り、特に第4・四半期の歳出予算現額が年度全体の歳出予算現額に占める割合及び第4・四半期の支出率の推移を示したグラフである。

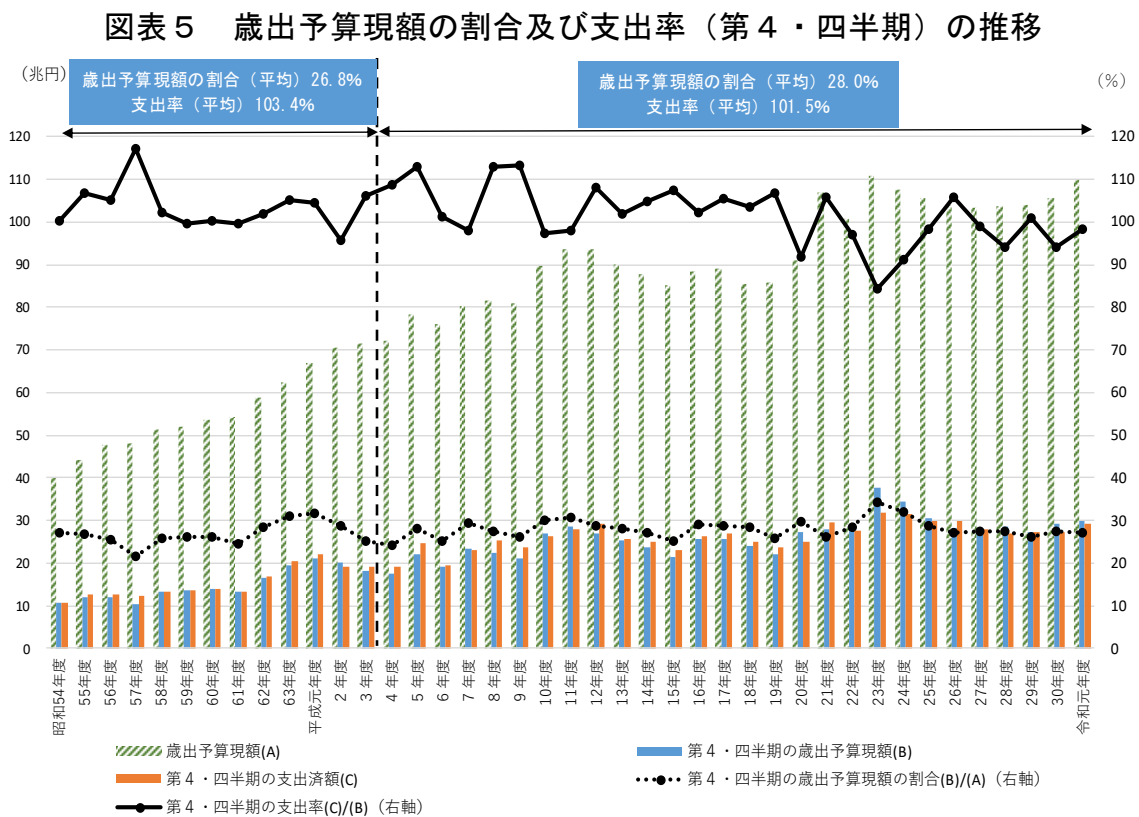
ここで、第4・四半期の歳出予算現額及び支出率は、以下の方法で試算した。

まず、第4・四半期の歳出予算現額については、2.(2)により試算した第4・四半期の補正後予算額に、歳出予算現額のうち補正後予算額以外の額（前年度繰越額等）の1/4を加えた。

次に、第4・四半期の支出済額は財務省「予算使用の状況」の額を用いた。

最後に当該支出済額を、第4・四半期の歳出予算現額で除して支出率を算出した。

その結果、理論上にはない100%を超える支出率が算出された。歳出予算現額は試算した額を、支出済額は実額を用いたことも一因だろうが、実務上も、例えば第3・四半期で支出負担行為を行った契約の支出決定が第4・四半期に行われる場合はしばしばあることから、これらの数値を前提に分析を進めたい。

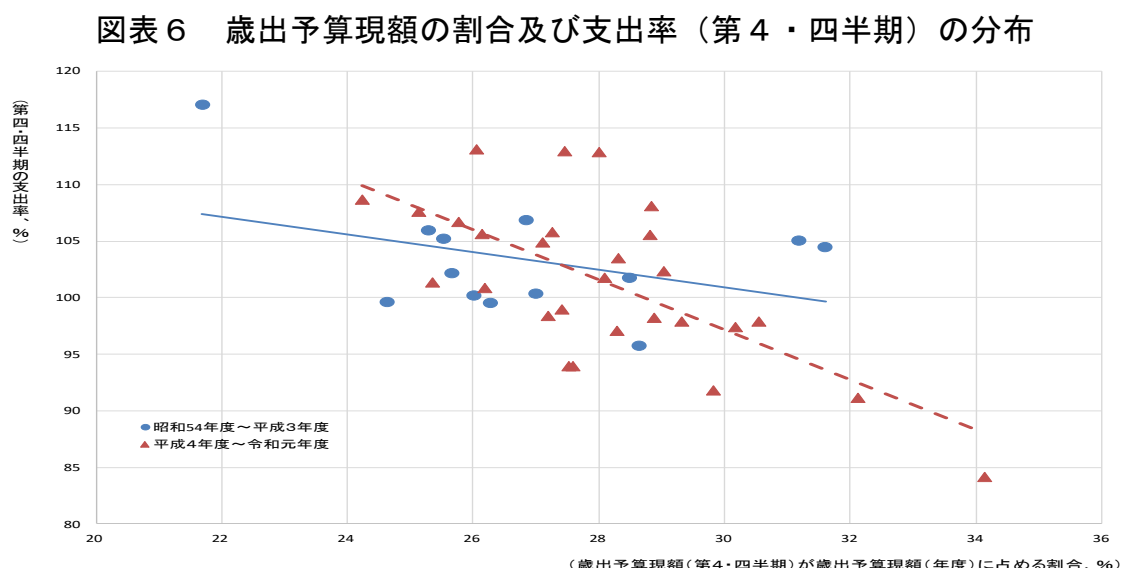


(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」及び「各年度予算使用の状況」より作成

図表5で、平成3年度以前と平成4年度以降を比較すると、第4・四半期の歳出予算現額が年度全体の歳出予算現額に占める割合の平均は26.8%から28.0%に増加している。他方、支出率の平均は103.4%から101.5%に下がっている。

年度全体の歳出予算現額に増加傾向が見られ、第4・四半期の歳出予算現額が占める割合も増加するなかで、第4・四半期の支出率が同率であれば、第4・四半期の歳出予算現額が増加した分だけ支出済額も増加しているという評価もあり得よう。しかし、支出率が低下しているということは、歳出予算現額の増加ほどには年度内の支出済額が増加していないのではないかと考えられる。

図表6は、図表5と同じデータを用いて、第4・四半期の歳出予算現額が年度全体の歳出予算現額に占める割合と、第4・四半期の支出率の分布を示した散布図である。



(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」及び「各年度予算使用の状況」より作成

あくまで試算に基づく大まかな結果ではあるが、これによると、平成3年度以前、平成4年度以降ともに近似曲線が右下がりとなっており、いずれの期間においても、第4・四半期に歳出予算現額が偏在する度合いが大きいほど支出率が下がるという関係性がうかがわれる。

また両者を比較すると、平成3年度以前よりも平成4年度以降の方が傾きの絶対値が大きく、平成4年度以降の方が第4・四半期における歳出予算現額の偏在の度合いが大きくなるにつれて、支出率の低下の度合いも大きくなっている。すなわち、平成4年度以降の方が、第4・四半期に多額の歳出予算現額が



計上されるものの、年度内の支出に結び付かない傾向が強い状況となっていることが推測される。こうしたことを踏まえ、4. では、年度内に支出に至らなかった予算の動向について論じたい。

#### 4. 不用及び翌年度への繰越しの動向

##### (1) 不用及び翌年度への繰越しの基本的な考え方

年度内に支出に至らなかった予算は、不用となるか翌年度へ繰り越されるかのいずれかである。ここで、財務省主計局司計課「繰越ガイドブック《改訂版》」(令和2年6月)(以下「ガイドブック」という。)で、不用及び翌年度への繰越しに係る財政法の規定の基本的な考え方を確認すると、以下の趣旨が記載されている。

- ・会計年度独立の原則の趣旨に照らせば「一会計年度の歳出予算の支出のすべてをその年度内に終わらせて、次年度に関係させない」ことが理想であり、使用し終わらなかった経費の金額については、これをすべて「不用」とするのが建前。
- ・しかし、すべての場合にこの原則どおりに処理することは、実情に沿わないことになる場合もあるため、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに歳出予算の翌年度への繰越しを認めている。
- ・翌年度への繰越しの制度は、歳出予算の性質及び会計年度独立の原則に対する特例をなすものであるから、無制限に認めることは適当ではなく、財政法はこの趣旨から制限的な態度をとっている。

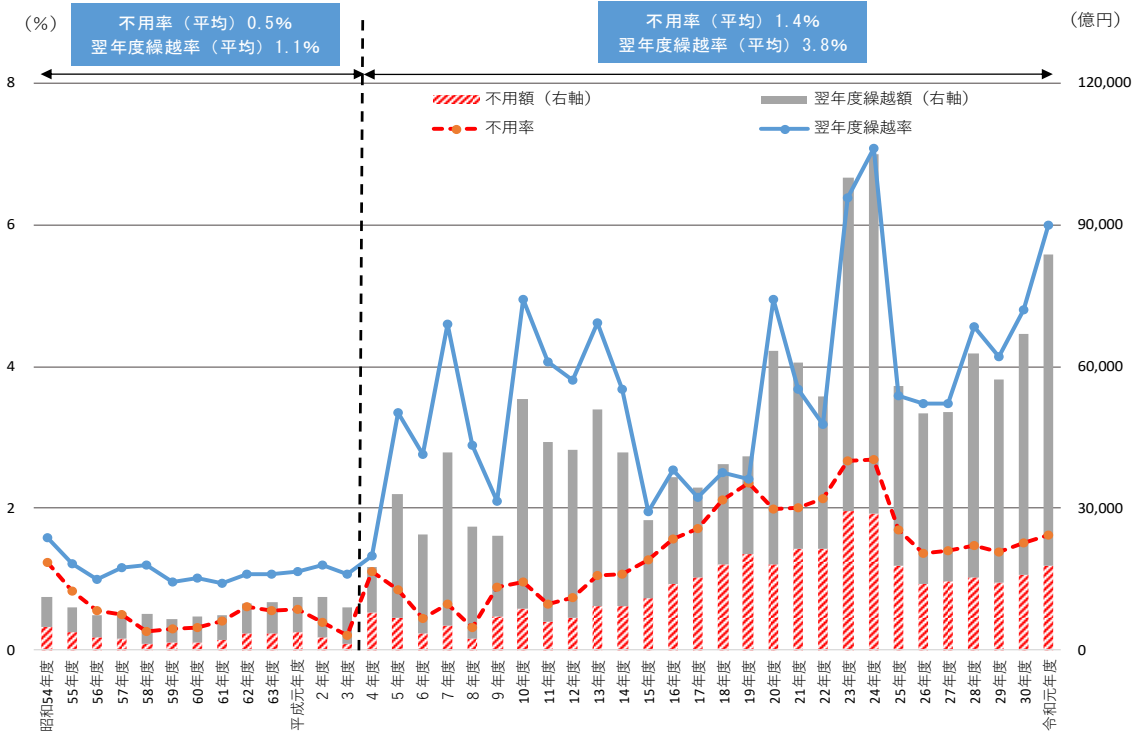
上記の記載からは、年度内に支出に至らなかった予算は原則として不用とし、翌年度への繰越しは抑制的に行われるべきと考えられよう。

##### (2) 不用及び翌年度への繰越しの推移

図表7は、不用額とこれが歳出予算現額に占める割合(不用率)、翌年度繰越額とこれが歳出予算現額に占める割合(翌年度繰越率)の推移をグラフにしたものである。

これを見ると、図表4と同様に、平成3年度以前と平成4年度以降で傾向が大きく変わっていることが分かる。すなわち、不用率、翌年度繰越率とも平成3年度以前は低位で安定的に推移していたが、平成4年度以降は、特に翌年度繰越率で顕著に見られるように、上下に振れながら、ともに増加傾向にある。

図表7 不用及び翌年度への繰越しの推移



(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」より作成

平成3年度以前と平成4年度以降を比較すると、不用率の平均は0.5%から1.4%に、翌年度繰越率の平均は1.1%から3.8%に、いずれも増加していることが分かる。特に、翌年度繰越率が大きく伸びており、(1)で述べたガイドブックの説明からは望ましくない方向で推移していると言えよう。

(3) 第4・四半期に成立した補正予算の追加経費の翌年度への繰越しの動向

すでに3. では、近時、特に第4・四半期の支出率が低下する傾向にあることを述べたが、図表7の状況を踏まえつつ、本節では第4・四半期に成立した補正予算に追加された経費の翌年度への繰越しの状況について述べることにしたい。

会計検査院による平成27年度決算検査報告では、第4・四半期に成立した平成24年度から平成26年度までの補正予算の執行状況等について検査の報告が行われた。

当該検査報告では、「予算の区分の一つである『目』に着目した場合、補正予算作成前の時点では『目』が設定されておらず補正予算によって新たに『目』が設定されていて、当該『目』に計上された歳出予算現額の全てが歳出追加額によるものであった場合は、当該『目』に係る予算の執行は全て歳出追加額に

基づくものであることが分かる。また、この場合以外でも、実際に支出等の事務を行っている各官署において、補正予算の成立により追加的に配賦された予算により新たに契約を行って支出をしている場合等は、各官署においては、当該新たな支出等に係る予算の執行が歳出追加額に基づくものであることを判別できることがある。」旨記されている。

その上で、上記補正予算において、内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の7府省等で計上された経費のうち、翌年度への繰越しの状況をすべて確認することができる345目を対象として、各年度の第4・四半期に成立した補正予算で追加された経費の翌年度繰越率と当該経費に対応する歳出予算現額の翌年度繰越率を比較している。

図表8 7府省等の補正追加額に係る翌年度への繰越しの状況

(単位：目、億円)

区分	目数	歳出追加額又は歳出予算現額 (A)		うち翌年度繰越額 (B)		翌年度繰越率 (B) / (A)	
		7府省等の補正追加額	左に対応した歳出予算現額全体	7府省等の補正追加額	左に対応した歳出予算現額全体	7府省等の補正追加額	左に対応した歳出予算現額全体
						65.0%	47.4%
平成24年度	85	8,677	13,416	5,639	6,354	65.0%	47.4%
25年度	130	10,679	22,147	8,109	10,676	75.9%	48.2%
26年度	130	8,588	26,426	6,638	9,210	77.3%	34.9%
計	345	27,945	61,990	20,388	26,242	73.0%	42.3%

(出所) 会計検査院「平成27年度決算検査報告」より作成

この結果を表にしたのが図表8であり、上記検査報告では「補正予算に係る繰越しの状況を具体的に確認することができた345目では、歳出予算現額全体に係る翌年度繰越率よりも、補正予算により追加された予算に係る翌年度繰越率の方が高い傾向が見受けられた。」旨記されている。

限られたデータではあるが、第4・四半期に成立した補正予算で追加された経費については、当該経費に対応する歳出予算現額よりも翌年度へ繰り越される割合が高いことが推測され、年度末における会計年度独立の原則の厳格な運用が困難なことがうかがわれる。

## 5. 翌年度への繰越しの制度別・経費別内訳等

4. では翌年度への繰越しについて、言わば量的な面から分析したが、本節では、質的な面から(1)繰越制度別、(2)主要経費別、にそれぞれ分析した後、(3)で近時の翌年度への繰越しの特色について述べることにしたい。

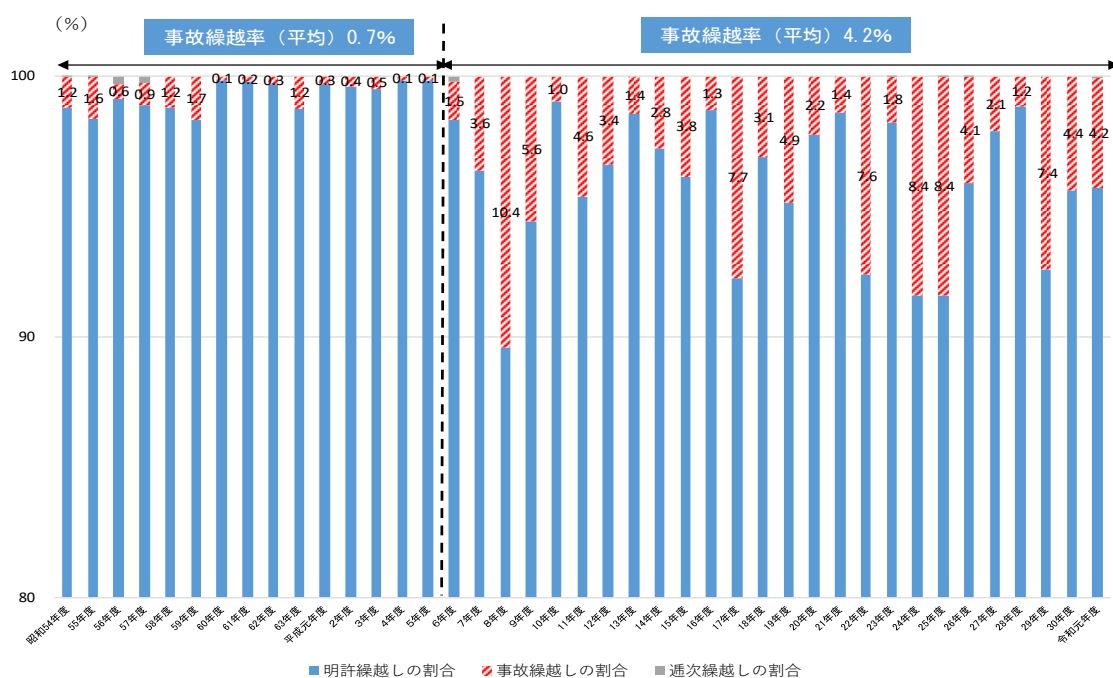
(1) 繰越制度別（明許、事故及び通次）の翌年度への繰越しの動向

財政法で規定する翌年度への繰越しには、①明許繰越し、②事故繰越し、③継続費の年割額の通次繰越し、の3つがある。

ガイドブックによると、ある経費を甲年度から乙年度へ繰り越すに際して①明許繰越しと②事故繰越しの両方の要件を具備している場合、いずれで繰り越すことも可能であるが、まずは①明許繰越しによるのが一般的である、とされている。その理由は、甲年度から乙年度への繰越しが①明許繰越しであれば、丙年度へ②事故繰越しによる繰越しをすることができるが、甲年度から乙年度へ②事故繰越しにより繰り越された経費は、乙年度から丙年度へ更に②事故繰越しによる繰越しをすることは認められないため、としている。

すなわち②事故繰越しは、会計年度独立の原則の例外的な制度とされる翌年度への繰越しの中でも、翌々年度への2か年度にわたって繰り越す場合に行われることがあるという点で、①明許繰越しよりも例外性が大きい制度と言える。

図表9 翌年度への繰越しの内訳（明許・事故・通次の別）



(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」より作成

ここで図表9は、上記の①明許繰越し、②事故繰越し、③継続費の年割額の通次繰越し、によるそれぞれの翌年度繰越額が、翌年度繰越額全体に占める割

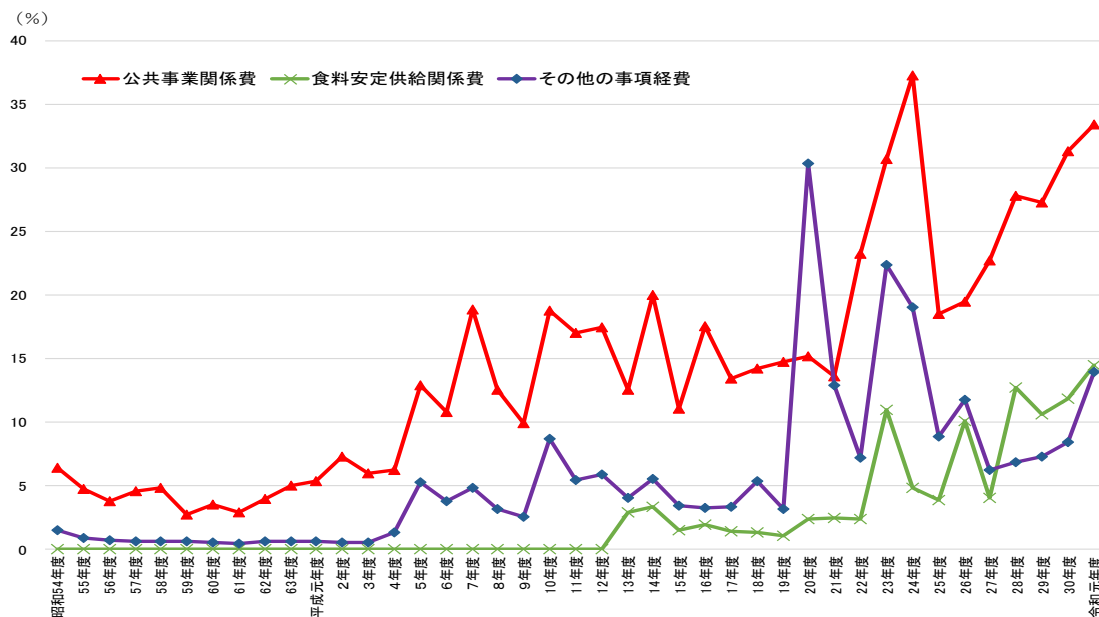
合の推移を示したグラフである。

このうち、②事故繰越しは、平成6年度以降に増加する傾向が見られ、平成5年度以前の事故繰越率の平均が0.7%であるのに対して、平成6年度以降の平均は4.2%と増加している。会計年度独立の原則の例外とされる翌年度への繰越しのなかでも、例外性が高いと考えられる②事故繰越しの比重が特に近時高まっていることは、当該原則の厳格な運用の観点からは懸念されよう。

## (2) 主要経費別の翌年度への繰越しの動向

図表10は、主要経費別に令和元年度に翌年度繰越率が高かった3つの経費の翌年度繰越率の推移をグラフにしたものである。これを見ると、ほぼすべての年度で公共事業関係費の翌年度繰越率が最も高く、さらに近時、上昇傾向にあることが分かる。

図表10 翌年度繰越率（主要経費別・上位3経費）の推移



(出所) 財務省「各年度一般会計決算書」より作成

そもそも公共事業は、補助金の交付決定等と異なり、事業発注から工事の完了等までに一定の時間を要する場合が多い。したがって、年度末に成立した補正予算に基づき事業を発注しても、年度内の支出に至らずに翌年度へ繰り越す場合が多いのではないかと考えられる。

令和2年度第3次補正予算では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和3年度分の経費が計上された。本来は、令和3年度当初予算

に計上すべき経費を前倒して計上したことにかんがみると、当該経費の一部は令和3年度へ繰り越される可能性がある。事業規模でおおむね15兆円程度に及ぶ同対策の執行に際しては、公共事業関係費の翌年度への繰越しの動向について、今後とも注視が必要であろう。

### (3) 近時の翌年度への繰越しの特色

近時、図表7で示したように、翌年度繰越率が増加している上に、図表9で示したように、翌年度への繰越しの内訳として事故繰越しの割合が増加し、また図表10で示したように、契約目的が達成されるまでに一定の時間が必要となる公共事業関係費の翌年度繰越率も増加傾向にあることは、会計年度独立の原則を厳格に運用する観点からは憂慮すべき状況と言えよう。

しかしここで、近時の翌年度への繰越しの内訳を見ると、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するものや、建設業の働き方改革促進の観点から行われるものが含まれるという特色が見られる。これらについては、会計年度独立の原則の柔軟な運用という観点からの評価があり得ることから、以下で特記したい。

#### ① 新型コロナウイルスの感染拡大が与える翌年度への繰越しへの影響

新型コロナウイルスの感染拡大は、各種給付金等の手続の遅れ等の問題を生じさせたが、その他の経費の執行にも影響を与えている。

例えば、令和2年度第2次補正予算では、「丙号 繰越明許費補正」として（組織）経済産業本省（事項）クールジャパン推進費のうち、コンテンツ産業等強化事業費補助金が追加された。これについてガイドブックには、「新型コロナウイルスの感染拡大に伴いプロモーションの機会が失われたコンテンツ関連事業者に対し、国内における音楽、演劇等公演の収録映像を活用した動画の海外発信に係る事業費の一部を補助（1号補正）することとしていたが、政府の緊急事態宣言延長に伴い、予定していた公演が延期・中止を余儀なくされたこと等により、当初想定していた規模・回数の公演を実施するための具体的方策等について検討する必要が生じ、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので令和2年度補正予算（2号）繰越明許費としての議決を経たもの。」とある。

また、(1)では事故繰越しの割合の増加について述べたが、令和元年度補正予算で計上されたサポカー補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ新車販売及びその後の回復に対応するため、事故繰越しを行い翌々年度の令和3年度も事業を継続することとされた。

今後とも新型コロナウイルスの感染が収束するかどうか見通しが不透明な状況のなか、予算執行が予定どおり進まず、年度内に支出できなくなる経費が生ずるかもしれない。新型コロナウイルスの感染拡大という不測の事態に柔軟に対応しつつ、予算を有効に活用するための翌年度への繰越しは一定の妥当性が認められると考えられよう。

しかし、会計検査院による平成23年度会計検査報告では、翌年度への繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる内容の事業に繰越し予算を充てている例を挙げて、会計年度独立の原則による予算統制が十分に図られないおそれがあることなどから適切とは認められない、と指摘されている。

翌年度への繰越しに際しては、財政法の規定の趣旨を勘案し、特に事故繰越しについては真に必要な額を繰り越した上で、翌年度における適正な執行を期待したい。

## ② 建設業の働き方改革促進の観点からの翌年度への繰越し

(2) では、公共事業関係費の翌年度への繰越しが増加していることを論じた。その背景の1つとして、令和元年に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部が改正され、建設業の働き方改革促進の観点から、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、繰越し明許費を活用することが規定されたこともあるかもしれない。

赤羽国土交通大臣は、令和2年11月6日の参議院予算委員会で「公共工事の年度末の繰越し額が年々増加しており、予算を付けても消化できないのではないかとの批判もある。しかしこれは、いわゆる建設業界の働き方改革の中で、公共事業の発注を安定的・持続的なものとするため、政策的に平準化することを意図的に行っているものである。年度末に予算の残額があるのは、集中を避けている新しい政策の方針の結果である。」旨答弁している。

公共事業関係費の翌年度繰越し率が上昇している一因は、こうした方針を実施したこともあると考えられ、この点については、財政法とは異なる法律の規定の趣旨に沿った会計年度独立の原則の柔軟な運用として妥当なものと言えよう。

## 6. 会計年度独立の原則の厳格かつ柔軟な運用と今後の課題

識者の中には「繰越し明許費については財務大臣の承認が必要となるなど単年度主義の規制はかなり厳しい。したがって、支出省庁は予期せぬ支出に備え、年度前半には支出を抑制し、年度後半から期末に向かって支出を増やし、最後

は次年度で削減されないよう、必要性の有無に関わらず、予算を全部消化しようというインセンティブが働く。しかしこれは、年度前半に必要な支出を制約する一方、年度末に非効率的な支出を執行するという資源配分の歪みを生むことになる。したがって、現在の憲法に抵触しない範囲で、繰越を実質的に柔軟化させていくという意味での『複数年度主義』を採用することは上記の異時点間での支出の非効率性を是正する効果がある。」旨述べた上で、平成 16 年度予算で実施された「モデル事業」について、「2004 年度予算で新たに導入される『モデル事業』は、繰越や流用などの予算の弾力的執行を認めるものであり、『複数年度主義』導入を検討するための試行事例としてその成果が期待される。」旨述べる者もある<sup>1</sup>。しかし、モデル事業がその後の予算編成で定着したとは言い難いだろう。

またその後、平成 22 年には、翌年度への繰越しの要件・手続について「明瞭」、「簡素」、「迅速」の観点から改善策が講じられた。これにより、会計年度独立の原則の柔軟な運用が図られたとも言えようが、当該原則の基本的な理念が変更されたわけではないと考えられる。

我が国の財政においては、これまで述べてきたとおり、バブル経済崩壊後の景気後退期（平成 3 年 2 月から平成 5 年 10 月まで）頃から、年度内の支出、不用及び翌年度への繰越しの状況が大きく変化している。こうした状況のなか、会計年度独立の原則の厳格かつ柔軟な運用という二律背反する命題をめぐっては、その在り方について今後とも絶えず検証することが求められよう。

（内線 75321）

---

<sup>1</sup> 鶴光太郎『日本の財政問題：問題意識と解決のための処方箋の切り口』（独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー 2004 年 3 月）18 頁。  
<<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j006.pdf>>